令 和 2 年 度

西脇市健全化判断比率及び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

西 脇 市 監 査 委 員

西監報第12号
令和3年8月25日

西脇市長　片　山　象　三　様

西脇市監査委員　髙　瀬　英　夫
同　　村　岡　栄　紀

令和2年度西脇市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおりその意見書を提出します。

令和２年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の対象

令和２年度決算に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和３年７月13日から令和３年７月29日まで

第３　審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

第４　審査の結果

１　総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率・資金不足比率

（単位：％）

区分		30年度	元年度	**２年度**	早期健全化基準(経営健全化基準)	財政再生基準
実質赤字比率		－	－	－	13.07	20.0
連結実質赤字比率		－	－	－	18.07	30.0
実質公債費比率		8.7	8.9	**8.5**	25.0	35.0
将来負担比率		2.0	－	**20.9**	350.0	
資金不足比率	水道事業会計	－	－	－	(20.0)	
	病院事業会計	－	－	－		
	下水道事業会計	－	－	－		
	太陽光発電事業特別会計	－	－	－		

※　比率中に該当数値がないものは「－」と表示

2　個別意見

⑴　実質赤字比率

実質赤字比率は、普通会計における財政運営の深刻度を示すもので「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」として、次のとおり算出される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が170,808千円の黒字となったため、前年度と同様に比率は生じていない。

⑵　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すもので、一般会計、特別会計、企業会計の「全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率」として、次のとおり算出される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本年度の連結実質赤字比率は、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額（剰余金）が 3,262,702千円の黒字となったため、前年度と同様に比率は生じていない。

⑶　実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費だけでなく公営企業債に対する繰出金などを含めた、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（普通交付税が措置されるものを除く。）」の３か年度の平均値として、次のとおり算出される。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)）}}{\text{標準財政規模 －（D）}}$$

本年度の実質公債費比率は 8.5％で、財政健全化計画の策定

が義務付けられる早期健全化基準の25.0％を下回っている。

⑷　将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」として、次のとおり算出される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

本年度の将来負担比率は20.9％で、早期健全化基準の 350.0％を下回っている。

⑸　資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの経営状況の深刻度を示すもので、「公営企業の資金不足の額の事業の規模に対する比率」として、次のとおり算出される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、公営企業会計（３会計）及び太陽光発電事業特別会計において、資金不足が発生していないため、比率は生じていない。

⑹　補足

本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、財政状況はおおむね良好な状態にある。

ただし、当該基準内であっても財政上何ら問題がないというわけではなく、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれることから、更なる行財政改革を推進し、引き続き効率的な財政運営に努められたい。